

福祉医療制度が令和8年7月からさらに使いやすくなります

令和8年7月から、福祉医療制度は他の公費負担医療制度※とあわせて利用できるようになり、窓口での負担が軽減されます

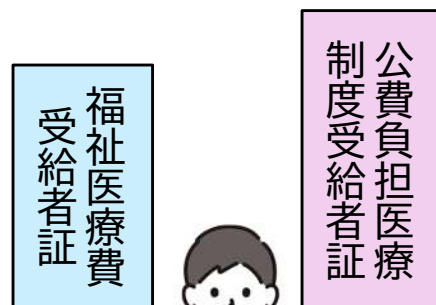
※自立支援医療、指定難病などの公費負担医療制度



あわせて利用できる場合

・公費負担医療制度の自己負担額より福祉医療制度の自己負担額の方が小さくなる場合、公費負担医療制度を適用したうえで、福祉医療制度をあわせて利用することができます。

・**兵庫県内**の医療機関等で受診される場合、窓口で公費負担医療制度の受給者証とともに福祉医療費受給者証を提示してください。両方の受給者証を提示いただくことで、窓口での負担が軽減されます。



兵庫県内では両方の受給者証を提示してください

注意△

兵庫県外の医療機関等で他の公費負担医療制度を利用する場合、今までどおり払い戻しによる助成(還付申請)になります。

窓口での自己負担額



公費負担医療制度と福祉医療制度をあわせた最終的な自己負担額は、福祉医療費受給者証に記載の自己負担額になります。

障がい者医療・高齢障がい者医療をご利用の方へ

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の精神疾患にかかる受診等について、自立支援医療制度(精神通院医療)の助成を受けられる場合のみ、福祉医療制度をあわせて利用できるようになりました。

※ただし、精神通院医療の助成対象外の精神疾患にかかる受診等にはご利用いただけません。